

小規模

(介護 ・ 予防)

※いずれかに○

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

(小規模多機能型居宅介護用)

被保険者氏名		被保険者番号					
フリガナ							
		個人番号					
生年月日							
明・大・昭	年 月 日						
居宅サービス計画作成を依頼（変更）する事業者							
事業者事業所名		事業所の所在地 〒					
		電話番号 ()					
事業者事業所番号							
開始（変更）年月日 (※サービス利用開始日)		年 月 日 付					
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。					
利用開始月における他の居宅サービス等の利用		※事業所を居宅介護（予防）支援事業所等から変更する場合のみ記入してください。					
<input type="checkbox"/> 有 (利用開始月の給付管理票を 居宅介護（予防）支援事業所 等で作成) <input type="checkbox"/> 無 (利用開始月の給付管理票を 小規模多機能型居宅介護事業所 等で作成)							
<p>(あて先) 山形市長</p> <p>上記の 小規模多機能型居宅介護事業者 に居宅サービス計画作成を依頼（変更）することを届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>被保険者 氏名 電話番号 ()</p> <p>代筆者 (続柄:)</p>							
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> オンライン入力 <input type="checkbox"/> 被保険者証の交付 <input type="checkbox"/> 認定申請中 <input type="checkbox"/> 未納保険料 (有 ・ 無)						

- (注意) 1 この届出書は、居宅サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに被保険者証を添えて山形市介護保険課へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日と変更理由等を記入のうえ、山形市介護保険課に届出してください。
- 3 この届出書を提出しない場合、または居宅サービス計画作成しないでサービスを利用した場合は、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことになります。
- 4 要介護から要支援又は要支援から要介護に認定が変更となった際には、事業所の変更がない場合でも本届出を再度提出する必要があります。